

本編

本編 I 本編の位置づけ

本編は、自治体等が行う人とペットの災害対策について紹介するものである。

災害時には、何よりも人命が優先されるが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットとの同行避難など、ペットと共に避難行動を行うことは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要である。また、被災ペットが放浪したままに放置され、野良犬となって住民に危害をもたらすおそれもある。さらに、不妊去勢措置がされないままに放浪している犬や猫が繁殖し、在来の生態系や野生生物に影響を与えるおそれがある他、生活環境の保全に支障をきたすおそれもある。こうした事後対応の負担を軽減するためにも、飼い主はペットと共に避難行動を行うことが必要である。

一方で、飼い主とペットが安全に避難するためには、まず飼い主自身の安全を確保することが大前提となる。東日本大震災においては、いったん避難した飼い主がペットを避難させるために自宅に戻り、津波に巻き込まれたケースや、発災が平日の昼間であったことから、飼い主が自宅にいなかったケースもあった。このように、災害が起こった時に飼い主がペットと一緒にいるとは限らないことや、人命を優先させるためにペットを自宅に残して避難せざるを得ない状況もあること、また不測の事態によりペットとはぐれてしまうケースもあることを想定する必要がある。

災害時におけるペットの対策は、飼い主による「自助」が基本である。飼い主は、日常からの適正飼養や避難生活で必要となる物資の備蓄を行うなど、災害の発生に備えておくことが重要であり、災害の発生時には、同行避難などの実施や避難所でのペットの適正飼養など、その果たすべき役割は大きい。一方で、災害の発生時に、飼い主責任による同行避難や適正飼養などを前提としながらも、個人での対応に限界がある場合に備えて、自治体等が飼い主への支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救

護体制を整備することは、ペットの飼い主を含めた被災者全体が安全・安心に避難生活を送るために重要である。

さらに、特に大規模な災害の発生時には、被災地の自治体のみでは迅速な対応が困難な場合もあるため、地方獣医師会、動物愛護推進員、ボランティア団体などとの連携や、自治体の区域を越えた広域での支援と受援のあり方についても検討しておくことが必要である。

本編では、自治体等が飼い主に対して行う平常時と災害発生時の飼い主の行動に関する普及啓発事項を整理するとともに、自治体等が自ら関係機関等と連携しながら行う、平常時と災害発生時の時期別の対策について記載した。また、災害時対応を支えるための人材、物資、資金などに関する事項や、負傷動物や放浪動物の保護、動物飼養施設を設置する場合の留意点などについても取りまとめている。本編は、各自治体が地域の実情に応じて、人とペットの災害対策を検討する際の参考資料として作成したものである。

なお、本ガイドラインで示す人とペットの災害対策を、フロー図として示した。



人とペットの災害対策のフローと主な内容

事前の備え

飼い主

- ・住まいの防災対策
- ・ペットのしつけと健康管理
- ・ペットの所有者明示
- ・情報収集と避難訓練
- ・家族や地域住民との連携
- ・ペットの一時預け先の確保

本編Ⅱ 1

自治体等

- ・ペットの災害対策に関する飼い主への普及啓発・避難訓練
- ・災害時におけるペット対策に関する連携体制の整備
- ・情報の収集及び共有方法の検討
- ・指定避難所、応急仮設住宅におけるペットの受け入れ対策に関して、関係市町村等との調整
- ・必要物資の備蓄・更新
- ・義援金の募集方法の検討

本編Ⅲ 1

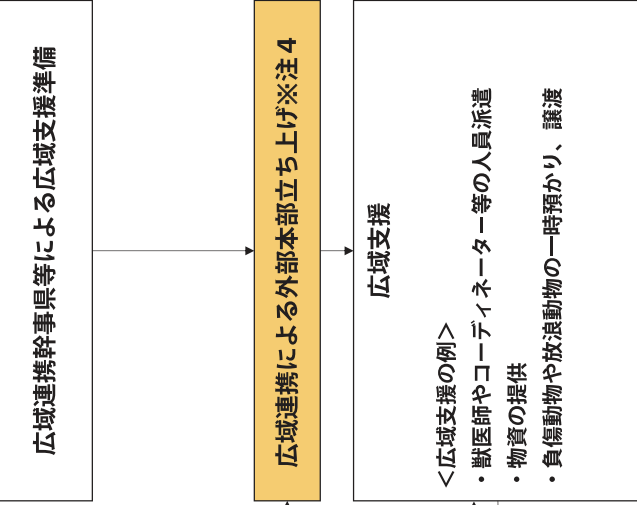
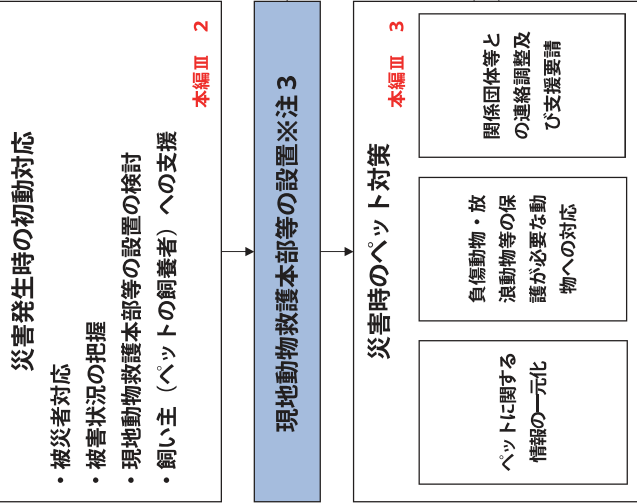
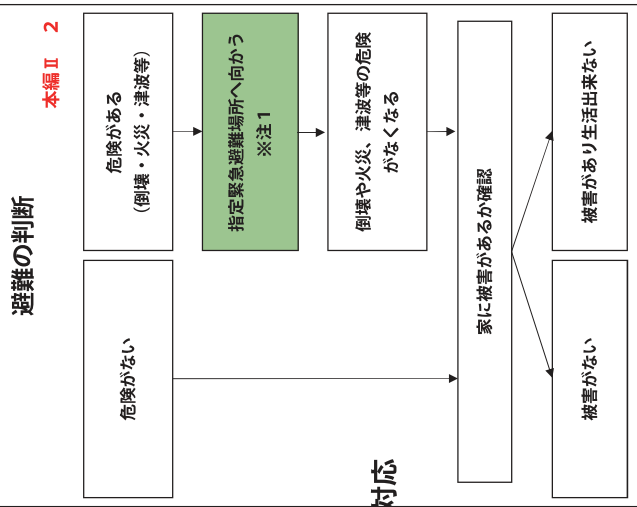
広域支援組織

- ・ペットの災害対策における広域連携に係る避難訓練
- ・災害時におけるペット対策に関する連携体制の整備
- ・ボランティアの育成・連携体制の調整
- ・必要物資の備蓄・更新
- ・義援金の募集方法の検討

本編Ⅲ 1

飼い主用
スターターキット
があるとうい

発 災



総説

本編Ⅰ
本編の位置づけ

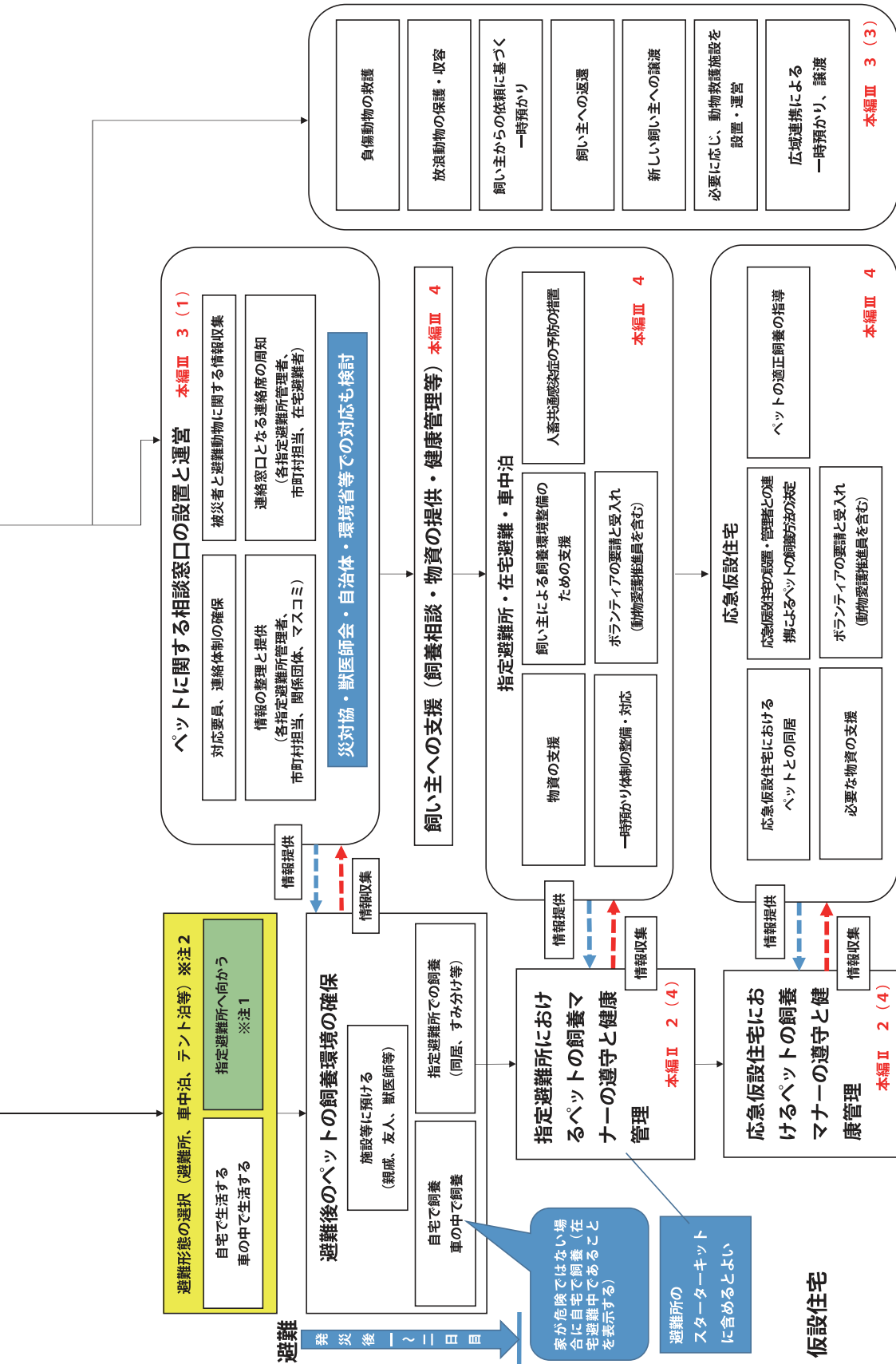
本編Ⅱ
飼い主への普及啓発

本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編Ⅴ
参考事項

資料編



原則は飼い主の安全を確保した上での同行避難。外出中で離れている場合やペットが逃げだして見つからない等、同行が困難な場合には、飼い主の避難を優先する。逃げ出して保護が必要なペットについての相談は「ペットに関する相談窓口」。

避難の形態は、災害の種類や地域状況により大きく異なる。避難所利用、車中泊、テント泊等が考えられるが、それぞれペットとの同居または別居となる。別居の場合には、いずれの避難形態であっても、ペットの預け先の確保が必要となる。

自治体は、現地動物救護本部設置の有無に関わらず、以下の災害時におけるペット対策活動をおこなう。なお、現地動物救護本部を設置した場合には、自治体は各構成団体と連携して活動する。

連携協定締結は、現地動物救護本部の依頼を受けて、以下の災害時におけるペット対策活動をおこなう。なお、被災初期の現地動物救護本部の設置が難しいと判断された場合には、外部動物救護本部を立ち上げ、被災県の現地救護本部体制が整うまで統括本部として活動する。

- 注1
- 注2
- 注3
- 注4